

## 提出内容

受付番号	201403260000257669
提出日時	2014年03月26日11時12分

案件番号	620114008
案件名	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等に関するパブリックコメントについて
所管府省・部局名等	資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー対策課 再生可能エネルギー推進室
意見・情報受付開始日	2014年03月18日
意見・情報受付締切日	2014年03月26日

氏名	林 彰一
連絡先メールアドレス	shayashi@ecolosia.jp

提出意見	<p>『電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等に関するパブリックコメントについて（意見募集の概要）』に基づき、意見を申し述べます。</p> <p>●認定の運用の見直しに関すること等</p> <p>1. 認定後に一定期間を経過した場合における認定の失効及び接続請求の拒否事由の追加 【施行規則第6条及び第8条関係】および、施行期日 平成26年4月1日に関する意見。</p> <p>制度開始3ヶ年間の法律附則第7条の規定から、告知期間がないも同然の「平成26年4月1日以降の認定案件」から施行するというのは、拙速で乱暴です。</p> <p>また委員会では実質的な事務作業量に関する討議もなされていますので、50kW以上を一律とせず、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・500kW以上については、平成26年7月1日以降の認定案件から</li><li>・50kW以上500kW未満については、平成27年4月1日以降の認定案件から</li><li>・50kW未満については当該規制の影響や効果を来年度に再評価して判断</li></ul>
------	---

という具合に段階的、分割導入を図るべきだと思います。

上記で500k以上と書きましたが、あるいは200kWや100kWが適切かもしれません。この点について妥当性を精査、議論すべきだと思います。

●認定の運用の見直しに関すること等

2. 大規模設備の分割対策のための認定基準の追加及び具体的な審査基準について（いわゆる「低圧分割」対策）【施行規則第8条関係】に関する意見。

基本的に反対です。

買取制度運用ワーキンググループでは低圧分割を、一部の委員が「制度の穴をつく行為」とか、「脱法行為である」などと安易に断じていますが、低圧分割を行ってきた事業者側の言い分を聴取したり、低圧分割がもつメリットと弊害を比較検討されたでしょうか。

低圧は、管理負担や金調達規模が比較的小さく、事業化しやすいため個人や市民共同発電所などの有力な選択肢になっています。再生可能エネルギーの電源開発、普及の意味でも、大企業に劣らぬ大変有力なセクターです。

個別の資力の小さく、開発ノウハウがあまりないグループが、プロジェクト遂行力のある事業者に頼みまわって一体の、100kW、200kW、あるいは500kWという開発に合同し、低圧で区分所有、運転するという事は現実にあります。

本「意見募集の概要」にあげられている3つの課題について、一方的な見方がされており、「事業者間の不公平」「社会的な非効率性」の実態や、それが本当に問題なのか、問題だとするとどの部分かの評価、議論が欠けているように思います。

仮に、費用負担面での不公平がみられると判断された場合でも、解決策は「低圧分割を認定しないようにする」だけでなく、どのように公平な負担を実現するかという観点のソリューションもありえます。

こうした丁寧な議論をお願いしたいと思います。

●追加で規制を検討していただきたい件

現行制度を利用して意図的に自らのみの利益追求をし、市場原理や社会効率性をゆがめるような経済行為を規制していくべきという考えは同意します。そうした文脈で、以下の検討していただきたい事案があります。

同一事業者が土地の登記簿情報と土地の現状だけを視察し、地権者らと何らの事前協議や情報提供もなしに、勝手に「設備認定」申請を大量に行い、平成〇年度認定価格物件リストを作成し、権利販売する行為が見られます。

この2月の年度末認定申請締め切り日に50件の大量カラ申請登録を行ったと豪語する業者

を実際に知っています。もっとひどいケースが存在している可能性もあると思います。  
こうした行為は目にあまり、業界や再生可能エネルギーの健全な発展には有害です。また地域開発、環境面でも、乱開発につながりかねません。  
どのレベルからが問題との基準を設定することは困難だと思いますが、こうした行為に対して個別の報告徴収を強化し、早期に問題の有無の把握や是正に務めるとの行政としての強い意思表示を盛り込んでいただきたいと思います。

以上